

# 生活用水確保のための施設に補助金を交付します

花巻市では、みなさまの生活用水の確保を目的として、新たに設置される施設に補助金を交付します。

対象者と概要は、下記のとおりです。



## 1. 水道配水管が未整備の地域にお住まいの方

花巻市が条例で規定している給水区域以外の地域にお住まいの方が対象となります。

## 2. 花巻市民であること

平成22年4月1日現在で花巻市に住民票を有している方が対象となります。

上記に該当する方は…

**270万円** を限度として、総事業経費額の **9割** が補助金として交付されます。

つまり、総事業の経費が…

～補助金上限270万円以内の場合～

**100万円** なら補助金額は **90万円** となるので、自己負担額は **10万円**

**150万円** なら補助金額は **135万円** となるので、自己負担額は **15万円**

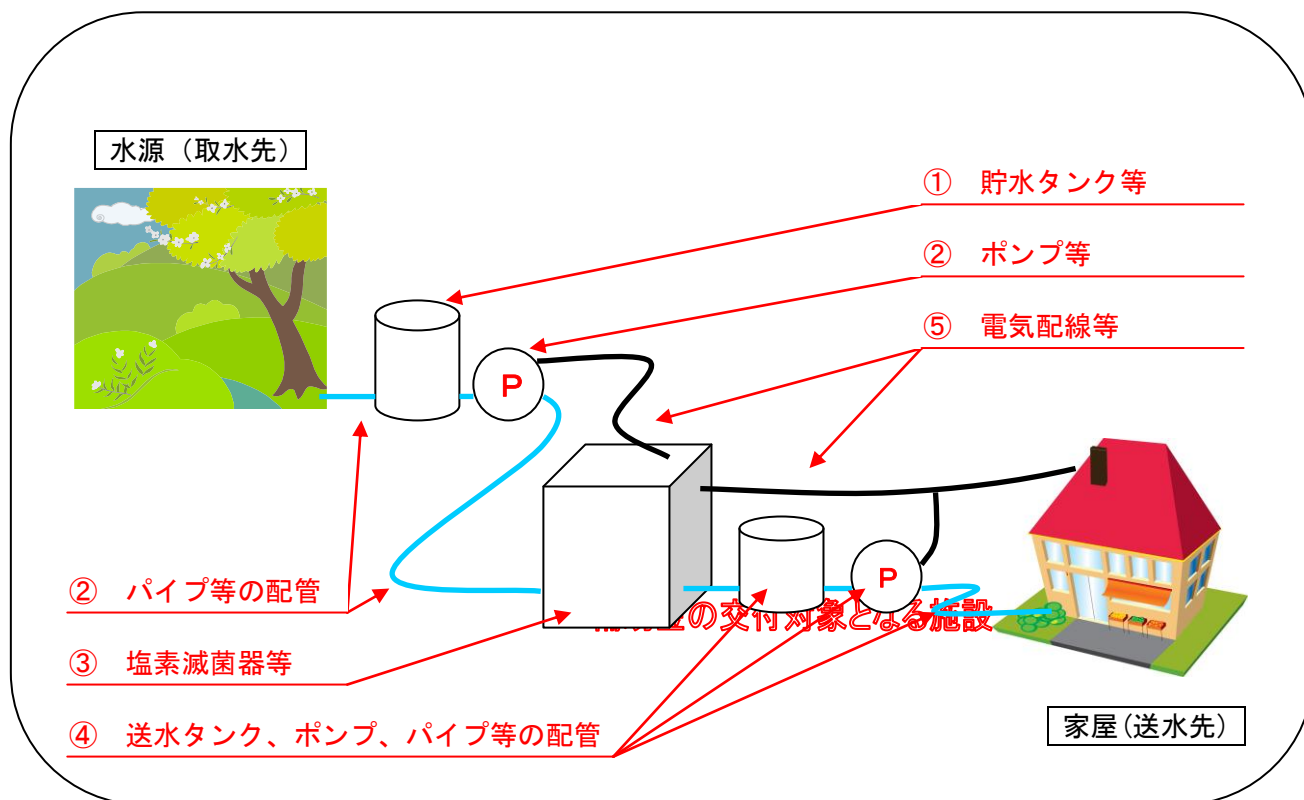
**300万円** なら補助金額は **270万円** となるので、自己負担額は **30万円**

～補助金上限270万円を超える場合～

**350万円** なら補助金額は **270万円** となるので、自己負担額は **80万円**

となります。

## 施設設置イメージ図



## 補助金の交付対象となる施設

### ① 貯水施設

源水を溜めるためのタンク施設です。(井戸は含みません)

### ② 導水施設

源水を浄水施設まで送るために必要な施設です。

ポンプやパイプがそれに当たります。

### ③ 浄水施設

滅菌等を行い、水をきれいにする装置です。

### ④ 送水施設

きれいになった水を建物まで送るために必要な施設です。(建物内の配管は含みません)

### ⑤ 電気設備

ポンプや浄水施設、凍結防止装置の動力として

必要な電気を送るための施設です。

凍結防止装置自体もこれに含まれます。

## 補助金の交付対象とならない施設

- 井戸の掘削及び改造
- 建物内の配管替え

この紙面に関すること及びこの補助金交付についての  
ご不明な点は、右記【問い合わせ先】までご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

花巻市市民生活部生活環境課 環境保全係

TEL 0198-24-2111 (内線 256)